

お詫びと訂正

いつも英光社の問題集を御利用いただき、誠にありがとうございます。

2013年9月1日発行の『法人税法2級 直前模試』解答の一部に間違いがありました。謹んで深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなミスがないように努める所存ですので、変わらぬ御愛顧の程、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 英光社

第4回 第3問「1. 所得金額の計算」、「3. 納付すべき法人税額の計算」、「4. 納付すべき法人税額の計算過程」を下記のとおり訂正いたします。

4 回法人 2 級

全 5 ページ

②

第3問 (60点)

1. 所得金額の計算

●印@ 2点×30=60点

区 分		金 額
当 期 利 益		63,402,398 円
加	損金の額に算入した中間納付の法人税の額	● 27,430,000
	損金の額に算入した中間納付の住民税の額	● 3,840,200
	損金の額に算入した納税充当金	● 34,000,000
	損金の額に算入した住民税利子割額	● 27,300
	損金の額に算入した罰金等	● 35,000
	役員給与の損金不算入額	● 4,200,000
	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	● 500,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	● 186,367
	備品減価償却超過額	● 122,000
	交際費等の損金不算入額	● 354,300
小 計		70,695,167
減	納税充当金から支出した事業税等の額	● 7,213,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容	● 144,980
	建物減価償却超過額認容	● 96,000
	交際費等認定損	● 1,250,000
	受取配当等の益金不算入額	● 527,000
小 計		9,230,980
仮 計		124,866,585
寄附金の損金不算入額		● 1,223,800
法人税額から控除される所得税額		243,160
合 計 ・ 総 計 ・ 差 引 計		126,333,545
所 得 金 額		126,333,545

4 回

全 5 ページ

⑤

法 人 税 法 2 級

受験番号

3. 納付すべき法人税額の計算

摘 要	金 額	備 考
所 得 金 額	126,333,000 円	1,000 円 未満切り 捨て
法 人 税 額	31,374,915	
差 引 法 人 税 額	31,374,915	
法 人 税 額 計	31,374,915	
控 除 税 額	● 243,160	
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	31,131,700	● 100 円 未満切り 捨て
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	27,430,000	
納 付 す べ き 法 人 税 額	● 3,701,700	

4. 納付すべき法人税額の計算過程

税 率 適 用 区 分	計 算 式	結 果
(1) 年 800 万円以下	$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} \times 15\%$	1,200,000 円
(2) 年 800 万円超	$126,333,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12}$	118,333,000 円
	$118,333,000 \text{ 円} \times 25.5\%$	30,174,915 円
(3) 合 計	(1) + (2)	● 31,374,915 円

第8回 第3問「1. 所得金額の計算」, 「3. 納付すべき法人税額の計算」, 「4. 納付すべき法人税額の計算過程」を下記のとおり訂正いたします。

8 回法人 2 級

全 5 ページ **2**

第 3 問 (60 点)

1. 所得金額の計算

●印@ 2 点 × 30 = 60 点

区 分		金 額
当 期 利 益		66,066,000 円
加	損金の額に算入した中間納付の法人税の額	● 23,880,000
	損金の額に算入した中間納付の住民税の額	● 3,343,200
	損金の額に算入した納税充当金	● 35,000,000
	損金の額に算入した住民税利子割額	● 21,600
	損金の額に算入した罰金等	● 35,000
	役員給与の損金不算入額	● 5,100,000
	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	● 500,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	● 121,898
	備品減価償却超過額	● 149,800
	交際費等の損金不算入額	● 354,300
小 計		68,505,798
減	納税充当金から支出した事業税等の額	● 7,810,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容	● 141,050
	建物減価償却超過額認容	● 110,000
	交際費等認定損	● 2,330,000
	受取配当等の益金不算入額	● 513,000
小 計		10,904,050
仮 計		123,667,748
寄附金の損金不算入額		● 1,420,700
法人税額から控除される所得税額		245,097
合 計 ・ 総 計 ・ 差 引 計		125,333,545
所 得 金 額		125,333,545

8 回

全 5 ページ **5**
法 人 税 法 2 級

受験番号

3. 納付すべき法人税額の計算

摘 要	金 額	備 考
所 得 金 額	125,333,000 円	1,000 円 未満切り 捨て
法 人 税 額	31,119,915	
差 引 法 人 税 額	31,119,915	
法 人 税 額 計	31,119,915	
控 除 税 額	● 245,097	
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	30,874,800	● 100 円 未満切り 捨て
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	23,880,000	
納 付 す べ き 法 人 税 額	● 6,994,800	

4. 納付すべき法人税額の計算過程

税 率 適 用 区 分	(1) 年 800 万円以下	$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} \times 15\% = 1,200,000 \text{ 円}$
	(2) 年 800 万円超	$125,333,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} = 117,333,000 \text{ 円}$ $117,333,000 \text{ 円} \times 25.5\% = 29,919,915 \text{ 円}$
	(3) 合 計	(1) + (2) = ● 31,119,915 円